

受験資格・適性試験合格基準

更新日 2022年5月13日

免許種別		受験資格	合格基準			
			視力		聴力	運動能力
第一種	原付 小型特殊	・ 年齢16歳以上	・ 両眼で0.5以上 ・ 一眼で見えない場合は、他眼の視野が左右150度以上で視力が0.5以上		試験免除	(1) 道路交通法施行令第三八条の二第四項第一号又は第二号に掲げる身体の障害がないこと (2) 別記1のとおり
	普通二輪	・ 年齢16歳以上	・ 両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上 ・ 一眼が0.3未満、もしくは一眼が見えない場合は他眼の視野が左右150度以上で視力が0.7以上			
	大型二輪	・ 年齢18歳以上			10mの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること 〈補聴器による補われた聴力を含む〉 〈聴覚障害者の方は(9)〉	
	普通仮免	・ 年齢18歳以上				
	普通	・ 年齢18歳以上 ・ 仮運転免許証 ・ 路上練習報告書又は教習原簿				
		大型特殊 (農耕車を含む)	・ 年齢18歳以上			
	けん引 (農耕車を含む)	・ 年齢18歳以上 ・ 現に大型一・二種、中型一・二種、準中型一種、普通一・二種、大型特殊一・二種のいずれかの免許を受けている者	・ 両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上 ・ 深視力は、三桿法の奥行知覚検査器により2.5mの距離で3回検査し、その平均誤差が2cm以下			
		準中型	・ 年齢18歳以上 ・ 仮運転免許証 ・ 路上練習報告書又は教習原簿			
中型	・ 年齢20歳以上 ・ 現に準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を持っていて、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間(停止されていた期間を除く)が通算して2年以上の方 ・ 仮運転免許証 ・ 路上練習報告書又は教習原簿 ・ 修了証明書(特例教習) (19歳以上20歳未満、かつ、運転経歴1年以上の方)					
	・ 年齢21歳以上 ・ 現に中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を持ってい					

	大型	て、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間(停止されていた期間を除く)が通算して3年以上の方 - 仮運転免許証 - 路上練習報告書又は教習原簿 修了証明書(特例教習) (19歳以上21歳未満、かつ、運転経歴1年以上の方)					
大型二種 中型二種 普通二種 大型特殊二種 けん引二種		- 年齢21歳以上 - 現に大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を持っていて、かつ、当該いずれかの免許を受けていた期間(停止されていた期間を除く)が通算して3年(政令で定める者にあつては、2年。)以上の方 - 政令で定める者とは、けん引二種免許以外の場合はずぎのとおり。 ①道路交通法第85条第11項の旅客自動車(以下、「旅客自動車」という。)の運転者以外の乗務員として旅客自動車に乗務した経験の期間が2年以上の者 ②19歳からけん引第二種免許以外の第二種運転免許の試験を受けるための政令で定める旅客自動車運送業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程を修了した者、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許または大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上でけん引第二種免許以外の第二種					

運転免許の試験を受けるための政令で定める旅客自動車の運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車の運転に必要な技能に関する教習であつて、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程を修了した者

③大型自動車免許等を受けた日以後において、自衛官として自衛隊車両（大型特殊自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車に限る。）を運転した経

・ 政令で定める者とは、けん引二種免許の場合はずのとお

①道路交通法第75条の8の2第1項のけん引自動車（以下、「けん引自動車」という。）によって、旅客用車両をけん引する場合におけるけん引自動車の運転者以外の乗務員としてけん引自動車又は旅客自動車に乗務した経験の期間が2年以上の者

②19歳からけん引第二種免許の試験を受けるための政令で定めるけん引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的でけん引して行う当該けん引自動車の運転に必要な適性に関する教習であつて、公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより指定した課程を修了した者、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許または大型特殊自動車免許のいずれかを受けていた期間が通算して一年以上でけん引第二種免許の試験を受けるための政令で定めるところにより、けん引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送業に係る旅客を運送する目的でけん引して行う当該けん

	引自動車の運転に必要な技能に関する教習を終了した者 ③大型自動車免許等を受けた日以後において、自衛官として当該免許によって運転することができる自衛隊車両でけん引自動車であるものによって重被けん引車をけん引してけん引二種の場合は、上記及び「けん引免許」を持っている方 受けようとしている二種免許の種類と異なる二種免許を現に受けている方 ・大型二種・中型二種・普通二種の場合は、上記のほか ・試験に使用される自動車を運転できる一種免許を受けている方又は試験に使用される自動車を運転できる仮免許証 ・路上練習報告書又は教習原簿 ・修了証明書(特例教習) (19歳以上21歳未満、かつ、運転経歴1年以上の方)				
--	--	--	--	--	--

別記1、自動車などの安全な運行に必要な認知又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる四肢又は体幹の障害があるが、法第91条の規定による条件を付すことにより、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- ・路上練習報告書は、有資格者(当該自動車を運転できる第一種免許を通算して3年以上受けている者、当該自動車を運転できる第二種免許を受けている者(効力を停止されているもので21歳に満たないものを除く。)、その他政令で定める者)を同乗させ、その指導の下に当該自動車を過去3か月以内に5日以上道路において自動車の練習をしなければならない。
- ・過去に運転免許の取消処分を受けた人、または、無免許で検挙された人等は受験資格をTEL0952-98-2220へ問い合わせてください。
- ・安全運転適性相談
「運転免許関係のご案内」の (8)安全運転適性相談窓口をご覧ください。

※ 1 若年運転者で第一種中型免許を取得した若年運転者で若年運転者講習受講の通知を受けずに取消を受けたものは、20歳なるまでは受験できない

※ 2 若年運転者で第一種大型免許、二種免許を取得した若年運転者で若年運転者講習受講の通知を受けずに取消を受けたものは、21歳なるまでは受験できない